

平成26年8月20日

東北建設業協会連合会 殿

国土交通省 東北地方整備局
企画部 技術調整管理官

専任補助者制度の改定について（お知らせ）

標記について、別添のとおり専任補助者制度における若手技術者等の配置要件を緩和し、入札公告・入札説明書を改定することとしたので、お知らせします。

なお、本件について、関係する貴会会員に対し周知していただくようお願いいたします。

記

1. 今回の主な改定内容

- 1) 専任補助者制度における若手技術者の配置要件緩和
 - ・若手技術者の参加資格要件である同種経験を緩和
 - ・若手監理技術者の複数人配置可

2) 専任補助者制度における専任補助者の配置要件緩和

- ・専任補助者に主任技術者の兼務規定を適用
- ・専任補助者の監理（主任）技術者の兼務可

2. 適用

- ・平成26年9月1日以降に入札手続きを開始する工事から適用。

- 建設業就業者の高齢化、若手入職者の減少により、世代交代による技術伝承の危機を迎えている。
- 一方、総合評価方式において、配置予定技術者の工事实績等を重視した評価となっているため、若手技術者が配置されにくい状況。
- 発注者として、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮し、若手技術者の配置を促す取り組みが必要。

※品質確保法改正＜発注者の責務＞

第7条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

※建設業法改正＜建設業者団体等の責務＞

第27条の39 建設業者団体は、その事業を行うに当たっては、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するよう努めなければならない。

2 国土交通大臣は、建設業者団体が行う建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組の状況について把握するよう努めるとともに、当該取組が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

☆ 今回の改定のポイント

- **専任補助者制度における若手技術者の配置要件緩和**
 - 若手技術者の参加資格要件である同種経験を緩和
 - 若手監理技術者の複数人配置可
- **専任補助者制度における専任補助者の配置要件緩和**
 - 専任補助者に主任技術者の兼務規定を適用
 - 専任補助者の監理（主任）技術者の兼務可

新たな若手育成施策

—専任補助者制度の要件緩和—
○同種経験の要件緩和

現在の若手育成施策について

- ・ 1 工事に同種経験を有する技術者を 2 名配置するのは厳しい
- ・ 多様な工事を経験させる機会が少ない

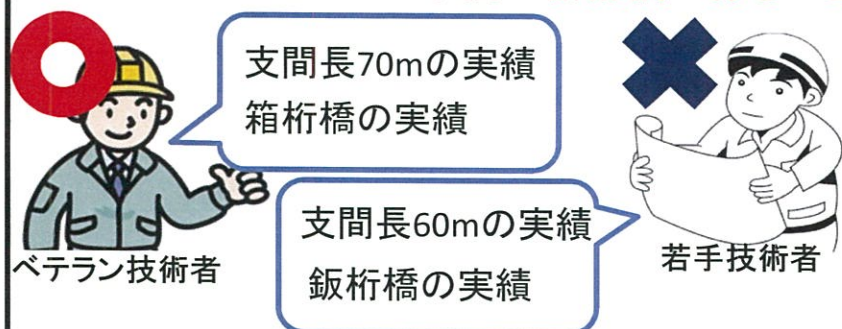
⇒ 若手技術者の同種経験に「代要件」を設定

<現 状>

(例) 橋梁上部工工事の同種経験

WTO 工事 ⇒ 最大支間長 65m 以上

分任官工事 ⇒ 道路橋で箱桁橋であること



現状では、規模の小さい工事 OR 同じ工事種別の工事を経験しているだけでは、主任(監理)技術者として活躍できない。

同種経験緩和タイプ

	若手 監理 技術者	専任 補助者
資 格	必 要	必 要
同種経験	代要件	必 要
加算点	な し	対 象

◆従来 ⇒ 同種経験 : 同種工事の施工経験

例) 鋼橋上部で支間長 65m 以上の経験

◆今回 ⇒ 代要件 : 当該工事種別工事※の施工経験

例) 鋼橋上部工事の経験 (支間長要件無)

※当該工事種別工事 例 : 鋼橋上部、一般土木、アスファルト舗装、P C、維持修繕、建築、塗装、通信設備 など

新たな若手育成施策

—専任補助者制度の要件緩和—
○主任技術者の兼務規程を適用

現在の若手育成施策について

【現在】専任補助者は、1工事のみの専任

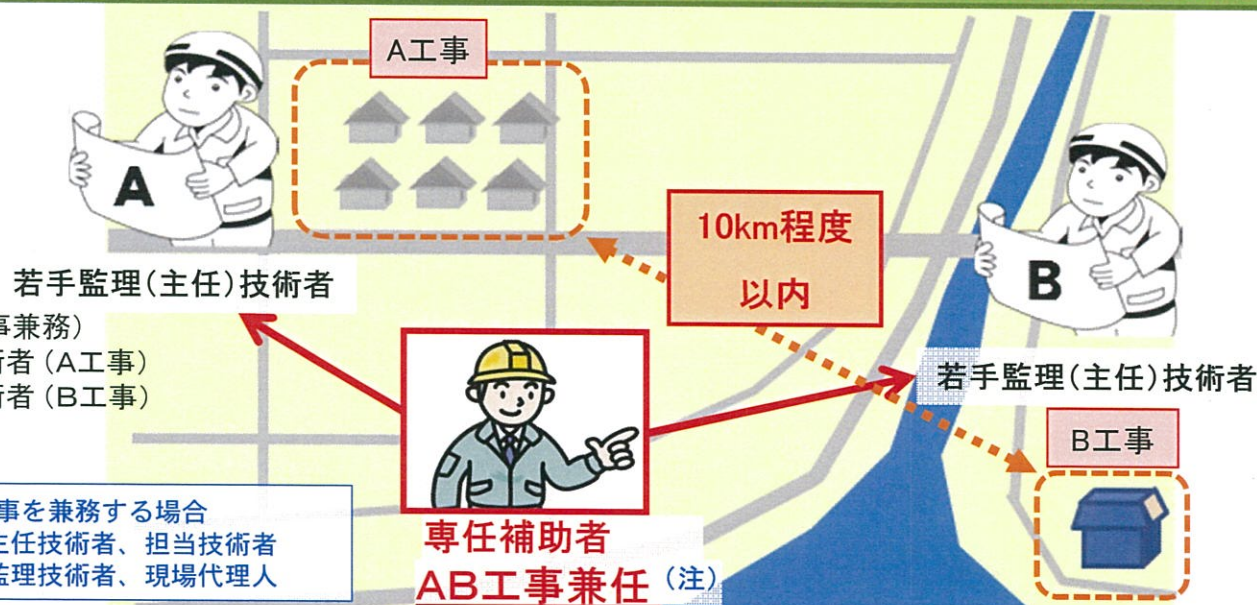
【改定】主任技術者の兼務規定を適用し、**10km圏内であれば兼務可能**

専任補助者の
兼務規定概念図

＜施工体制(例)＞

1. 専任補助者 (AB工事兼務)
2. 若手監理(主任)技術者 (A工事)
3. 若手監理(主任)技術者 (B工事)

(注) 専任補助者が2工事を兼務する場合
兼務可能役職：主任技術者、担当技術者
兼務不可役職：監理技術者、現場代理人



改定点

- ◆主任技術者の兼務規定適用し、**10km圏内であれば同一の専任補助者が2つの建設工事を兼務**することができる。
- ◆専任補助者の場合、**下請契約の予定金額に関わらず10km以内兼務可能とする。**
ただし、**監理技術者及び現場代理人と兼務する場合、2つの建設工事の兼務は不可。**

メリット

- 専任補助者1人に対し、**2人以上の若手技術者の育成が可能**である。
- 専任補助者は他工事との兼任が可能であり(10km 圏内)、**被災地の技術者不足に考慮した育成環境を整えることが可能**である。

新たな若手育成施策

— 専任補助者制度の要件緩和 —

- 専任補助者の監理(主任)技術者の兼務可
- 若手監理技術者の複数人配置可

現在の若手育成施策について

- ・ 専任補助者は現場代理人のみ兼務可 ⇒ **監理(主任)技術者、現場代理人を兼務可**
- ・ 若手監理技術者を育成できる人数が少ない ⇒ **若手監理技術者の複数配置可**

現在 (専任補助者 1 対 若手技術者 1 体制)

改定 **複数名配置可**

例 (専任補助者 1 対 若手技術者 2 体制) ※2名超も可



専任補助者の役職・2工事の兼務可否

改定箇所: 赤色部分

			兼務役職 (2工事兼務)			
			主任技術者	監理技術者	現場代理人	担当技術者
専任補助者	現行	役職兼務	×	×	○	○
		(2工事兼務)	(×)	(×)	(×)	(×)
	改定	役職兼務	○	○	○	○
		(2工事兼務)	(○)	(×)	(×)	(○)

○ : 可

× : 不可

()内は、兼務する各役職における、2工事兼務の可否

〈専任補助者の建設業法上の取扱い〉

専任補助者が、建設業法に規定のある役職(主任技術者、監理技術者等)※を兼務する場合、兼務する役職についての建設業法上の規定に則る。

※ 「専任補助者」は、総合評価上の位置付けであり、建設業法上の規定があるものではない。